

# 茨城県報第1511号

平成15年10月20日

月 曜 日

次 

告 示

ページ 医療機関及び施術機関の指定,廃止及び変更(厚生指導課)......4 大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告 (商業流通課) ......5 道路の供用の開始 (3件) (道路維持課) .......8 都市計画の変更 (2件) (都市計画課) ......9 告 公 落札者等の公示 (道路維持課) .......10 道路の位置の指定 (2件) (建築指導課) ......11

示

#### 茨城県告示第1604号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第260条第1項の規定により鹿嶋市長から土地改良事業に伴い, 同市内の字の 区域の一部を次のとおり変更及び設定する旨の届出があった。

なお、この届出に係る字の区域の変更及び設定の効力は、土地改良法(昭和24年法律第195号)第54条第4項の規 定による換地処分の公告のあった日の翌日から生ずるものである。

平成15年10月20日

茨城県知事 昌

#### 大字神向寺字新畑に変更する区域

大字神向寺字新田 224の1から224の3まで

同 字新畠 231

同 字南荒句 235から239までの各一部,240の1の一部,240の2の一部

同 字小畑ケ 278の一部, 280の一部

279の一部, 281の一部 同 字遠新田

大字下津字新田畑 763 763の1の一部,764の一部,765の1の一部,765の2の一部,769の一部,770の一部,775

の1から775の4までの各一部、775の6の一部、775の7の一部、776の一部、777

及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の一部

大字神向寺字南台に設定する区域

大字神向寺字南荒句 240の2の一部,241,242,247の2の一部,248の1,248の2の一部,248の3の一部,

249の一部, 249の1, 250の一部, 252の一部

及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の全部

大字神向寺字北荒句に設定する区域

大字神向寺字南荒句 250の一部, 251, 252の一部, 256, 257, 260の 1

同 字小畑ケ 258, 259, 262, 262の1, 264 同 字小畑 260, 261, 263, 265, 266の一部

同 字遠新田 292から301までの各一部,302の1,302の2,303の1,303の1,304の1,305,305の

1

大字下津字新田畑 666の一部,667,668の1,668の2

及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の全部

大字神向寺字南荒句に変更する区域

大字神向寺字小畑 266の一部, 268, 270

同 字小畑ケ 267, 269, 271の1, 271の2, 273の一部, 280の一部

同 字遠新田 279の一部, 281の一部, 282の一部, 283の1の一部, 283の2の一部, 284の一部, 285の

一部, 286の1の一部, 286の2の一部, 287の一部, 288の一部, 292から301までの各一部

及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の全部

大字神向寺字遠新田に変更する区域

大字神向寺字南荒句 235から239までの各一部,240の1の一部,240の2の一部

同 字小畑ケ 273の一部, 274, 275, 277, 278の一部, 280の一部

同 字小畑 276

大字下津字新田畑 763 0 一部

及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の一部

大字神向寺字久保に変更する区域

大字神向寺字下ノ内 354の2

大字下津字新田畑 779

及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の全部

大字神向寺字峰添に変更する区域

大字神向寺字上ノ内 375の1の一部,376の1の一部,377の1の一部,378の1の一部,378の3の一部,379の

1の一部,380の一部,381の一部,382の1の一部,383の1の一部,384の1の一部,385

の1の一部,387の1の一部,388の1の一部,389の1の一部,390の1の一部

同 字峯添 399の一部, 400, 403, 405, 407から409まで, 412, 414, 416から420まで, 421の1, 421

の2,425

及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の全部

大字下津字台畑西に設定する区域

3

大字下津字台畑 12の1,12の2,13の1から13の10まで,14から19まで,21から25まで,26の1,29,30

の1,30の2,32から37まで、 $\frac{38}{380}$ 1,39から46まで、52から54までの各一部

同 字台 20

大字小宮作字南棚小路 933の一部

同 字原畑 934の一部

及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の一部

大字下津字台畑東に設定する区域

大字下津字台畑 48から50まで、52から54までの各一部、55、56、59から65まで、67、68、69の1、70から

101の1 83まで,85,86,88から93まで,95から97まで,99,100,101の3 101の4

大字小宮作字拾枚内 922の一部,923の一部,925の一部

同 字南棚小路 932の一部,933の一部

及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の一部

大字小宮作字北峰畑に設定する区域

大字神向寺字上ノ内 398の1の一部

同 字峯添 399の一部

大字下津字新田畑 643から647まで、648の2から648の4まで、649から651まで、651の1、652、653、

の一部

大字小宮作字砂川 873, 874の1, 875, 876

同 字巾 1032の1から1032の3まで,1033

及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の一部

大字小宮作字新田畑に設定する区域

大字神向寺字遠新田 288の一部, 289から291まで, 292の一部

同 字久保 352の1の一部,352の2の一部 同 字上ノ内 398の1の一部,398の2の一部

大字下津字新田畑 662から665まで、666の一部、669から681まで、 $\frac{682}{683}$ 、684から686まで、690から696まで、

697の 1 , 698から705まで,706の 1 , 707から711まで,713から715まで,716の 1 , 716の 2 ,

717の 1 718の 1 719,721,722,723の 1 ,724,725の 1 ,727から729まで,730の一717の 2 ,718の 2 ,718の 2 ,719,721,722,723の 2 ,725の 2 ,727から729まで,730の一

部,731の一部,731の1の一部,732の一部,733の一部,734,734の1,735から762まで,

 $763 \atop 763 \circ 1$  の一部, 764の一部, 765の 1 の一部, 765の 2 の一部, 766から768まで, 769の一

部,770の一部,771から774まで,775の1から775の4までの各一部,775の5,775の6

の一部,775の7の一部,776の一部

大字小宮作字大池 991の一部,992の一部

同 字永内 1005の一部,1006の一部,1013の一部

同字新田1030同字巾1031

及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の一部

大字小宮作字峰畑に変更する区域

大字小宮作字焼畑 896から899まで

911の 1 同 字焼畠 900から908まで、909の 1、909の 2、910、911の 2、911の 4、912、913、914の一部

同 字拾枚内 915の一部

同 字横畑 963の一部,964の一部

同 字ケヌキツマ 965の1,965の2,966,967,968の1,968の2,969,970,970の1

同 字サヂ内 981から988まで

同 字サヂキ 989,990

同 字大池 991の一部,992の一部,994から997までの各一部,999の一部,1000の一部

同 字大沼 998の一部

及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の一部

大字小宮作字大池に変更する区域

大字小宮作字焼畠 914の一部,917

同 字拾枚内 915の一部, 916, 918の1, 918の2, 919, 920, 921の1, 921の2, 922の一部, 923の

一部,924,925の一部,926の一部

同 字南棚小路 927の一部,928の1の一部,928の2,929から933までの各一部

同 字北棚小路 955の一部,956,957,958から961までの各一部,962

同 字横畑 963の一部,964の一部

同 字大沼 998の一部

同 字永内 1005の一部,1006の一部,1007,1008,1009の1から1009の3まで,1010から1012まで,

1013の一部

同 字北畑 1014の1の一部

大字下津字新田畑 730の一部,731の一部,731の1の一部,732の一部,733の一部

及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の一部

大字小宮作字原畑に変更する区域

大字小宮作字拾枚内 926の一部

| 写 | 写 | 写 | 同 | | 字 | 南棚小路 | 927の一部, 928の1の一部, 929から931までの各一部, 933の一部

同 字西原 950, 951, 952の1から952の3まで, 953, 954の1, 954の2, 1022

同 字北棚小路 955の一部, 958から961までの一部

同 字北畑 1014の1の一部,1014の2,1015の1,1016,1017の1,1017の2,1018,1019

同 字北畠 1020の1 1020の2

同 字西アラク 1021, 1021の1

及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の一部

······

#### 茨城県告示第1605号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第49条 (同法第55条において準用する場合を含む。) の規定による医療機関及び施術機関について,次のとおり指定,廃止及び変更したので,同法第55条の2の規定に基づき告示する。

平成15年10月20日

#### 茨城県知事 橋 本 昌

	I I				
コ - ド 名 称	所 在 地	診療科目等	開設者	指定等 年月日	区分
0310383 野上胃腸病院	土浦市東崎町6-8	胃腸科,外科,内科	野上  厚	平成15年 8 月31日	廃止
0311779 野上病院	土浦市東崎町6-8	消化器科,肛門科, 外科,内科,気管食 道科,循環器科,呼 吸器科,麻酔科	医療法人 慈厚 会	平成15年 9月1日	指定
0113472 山口クリニック	水戸市河和田町 2 - 14 - 5	内科,外科,泌尿器 科	山口 哲	平成15年 8月31日	廃止
0113837 医療法人 山口クリニッ ク	水戸市河和田 2 - 14 - 5	内科,外科,泌尿器 科	医療法人 山口 クリニック	平成15年 9月1日	指定
3420353 根本医院	久慈郡金砂郷町久米230	内科,小児科,循環 器科,呼吸器科,消 化器科	医療法人 根本 医院	平成15年 8月31日	廃止
3410362 根本医院	久慈郡金砂郷町久米200	内科,呼吸器科,消 化器科,循環器科, 小児科	医療法人 根本 医院	平成15年 9月1日	指定
3610144 井上眼科医院	鹿嶋市宮中8 - 9 - 30	眼科	井上 隆史	平成15年 8月31日	廃止
2210425 井上眼科医院	鹿嶋市宮中8 - 9 - 30	眼科	医療法人社団 澄隆会	平成15年 9月1日	指定
4320743 諸川中央医院	猿島郡三和町諸川811	内科,皮膚科,泌尿 器科,肛門科	医療法人 諸川 中央医院	平成15年 9月30日	廃止
3630049 石橋歯科医院	鹿島郡神栖町萩原718	歯科	石橋 不二三	平成15年 9月24日	廃止
2230353 町の歯医者さん 加藤歯 科医院	鹿嶋市鉢形台 2 - 18 - 1	歯科,小児歯科	加藤 俊裕	平成15年 8月20日	指定
4390059 訪問看護ステーション愛 心会	猿島郡猿島町沓掛411	訪問看護	田中 勝也	平成15年 9月30日	指定
3110822 医療法人渡辺会 大洗海 岸コアクリニック	東茨城郡大洗町大貫町903 - 1	内科,外科,整形外科,脳神経外科,皮膚科,泌尿器科,婦人科,眼科	医療法人渡辺会	平成15年 10月 1 日	指定
686 イワマ接骨日立院	日立市平和町2-7-3	柔道整復	大高 猛弘	平成15年 6 月30日	変更
3330756 エンジェル歯科医院	那珂郡東海村舟石川駅西 2 - 11 - 7	歯科	河原 三明	平成15年 7月1日	変更
0820167 いがらしクリニック	龍ヶ崎市4659 - 3	外科,内科,小児科, 産婦人科	五十嵐 栄治	平成15年 7月4日	変更

### 茨城県告示第1606号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から1月間茨城県商工労働部商業流通課及び県西地方総合事務所商工労政課において縦覧に 供する。

平成15年10月20日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 大規模小売店舗の概要
- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 株式会社イトーヨーカ堂古河店 古河市雷電町2794 - 4 外

茨

城

県

- (2) 届出の概要
  - ア 届出の種類及び届出の公告日変更の届出 (附則第5条第1項)平成15年7月17日
  - イ 変更しようとする事項
    - (ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前10時 (年間60日は午前9時) 閉店時刻 午後8時 (年間180日は午後9時)

(変更後) 開店時刻 午前 9 時 閉店時刻 午後11時

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前9時30分 (年間60日は午前8時30分) ~午後8時30分 (年間180日は午後9時30分) (変更後) 午前8時30分~午後11時30分 (一部午後9時)

ウ 届出年月日

平成15年6月30日

2 市町村の意見

特になし

#### 茨城県告示第1607号

漁業法 (昭和24年法律第267号) 第11条第 1 項の規定により、内水面における第 2 種区画漁業の免許について、漁業種類、漁場の位置及び区域、漁業時期その他免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間並びに地元地区を次のとおり定めたので、同条第 5 項の規定により公示する。

平成15年10月20日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 公示番号 茨内区第1号
- 2 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類,漁業の名称及び漁業時期

	漁業種類	漁 業 の 名 称	漁業時期
第	2種区画漁業	魚類養殖業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 茨城県水戸市松本町墓所下2275番地先
- (3) 漁場の区域 ため池 (通称 谷中池) 3,344平方メートル
- 3 制限又は条件

養殖できる魚類は、平成15年6月16日茨城県告示第971号で告示した第5種共同漁業の免許において漁業の名称

に示した魚類に限る。

4 免許予定日 平成16年1月1日

5 申請期間 平成15年10月21日から平成15年11月4日まで

6 存 続 期 間 平成16年1月1日から平成20年12月31日まで

7 地元地区 茨城県水戸市松本町及び天王町

······

#### 茨城県告示第1608号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき,道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、平成15年10月20日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成15年10月20日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 つくば野田線
- 3 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員	延長	摘要
		メートル	メートル	
筑波郡谷和原村大字小絹字西蔵下 953番4地先から	IΒ	最大 34.8	115	
   筑波郡谷和原村大字小絹字下川岸	"	最小 23.5	113	
1174番 4 地先まで	新	最大 41.8	115	現道拡幅
	4√I	最小 36.0	115	光色批幅

茨城県告示第1609号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき,道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成15年10月20日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成15年10月20日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 つくば野田線
- 3 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員	<b>延</b>	長	摘	要
		メー	- トル	メートル		
筑波郡谷和原村大字小絹字下川岸 1174番 4 地先から	IΒ	最大 33	3.8	432		
   水海道市大字内守谷町字奥山	IH	最小 10	).5	432		
5771番13地先まで	<b>⊅</b> ⊏	最大 41	1.2	400	т '*	+0- 40
	新	最小 26	5.2	432	現道	加油

#### 茨城県告示第1610号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき,道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成15年10月20日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。 平成15年10月20日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 118号
- 3 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員	延長	摘要
		メートル	メートル	
那珂郡大宮町字姥賀567番 1 地先から	IΒ	最大 27.8	309	
那珂郡大宮町字姥賀614番 1 地先まで	10	最小 12.6	309	
	żС	最大 30.1	200	田洋佐帽
	新	最小 15.0	309	現 道 拡 幅

茨城県告示第1611号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定に基づき,道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、平成15年10月20日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。 平成15年10月20日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 つくば野田線
- 2 供用開始の区間 筑波郡谷和原村大字小絹字西蔵下1168番3地先から

筑波郡谷和原村大字小絹字下川岸1174番4地先まで

3 供用開始の期日 平成15年11月7日

······

茨城県告示第1612号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定に基づき,道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、平成15年10月20日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。 平成15年10月20日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 つくば野田線
- 2 供用開始の区間 筑波郡谷和原村大字小絹字下川岸1174番 4 地先から

水海道市大字内守谷町字奥山5765番13地先まで

3 供用開始の期日 平成15年11月7日

······

茨城県告示第1613号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定に基づき,道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、平成15年10月20日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成15年10月20日

茨城県知事 橋 本 昌

1 路 線 名 一般国道118号

2 供用開始の区間 那珂郡大宮町字姥賀566番 1 地先から

那珂郡大宮町字姥賀614番1地先まで

3 供用開始の期日 平成15年10月20日

#### 茨城県告示第1614号

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により研究学園都市計画道路を変更したので、同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

平成15年10月20日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画の種類

道路(3・2・38号 妻木金田線ほか1路線)

- 2 都市計画を定める土地の区域
- (1) 3・2・38号 妻木金田線

変更する部分

つくば市金田 字西原の一部

つくば市東岡 字北原、字谷頭、字中原及び字西原の各一部

追加する部分

つくば市金田 字遠原の一部

削除する部分

つくば市金田 字中谷及び字谷頭の各一部

つくば市東岡 字田辺,字講端及び字海道端の各一部

(2) 3・3・39号 上野花室線

変更する部分

つくば市横町 字中原の一部

つくば市金田 字大堀,字西原,字岡道,字谷頭及び字弥陀下の各一部

つくば市柴崎 字大日の一部

つくば市中根 字遠原の一部

つくば市花室 字後田,字御山及び字御山下の一部

追加する部分

つくば市上野 字西久保及び字前原の一部

つくば市金田 字岡久保,字大明神,字二本松薑,字蛭子,字明神西,字八龍神及び字明神南の各一部

つくば市東岡 字一ノ道,字北原及び字阿弥陀の各一部

削除する部分

つくば市栄 字遠原の一部

つくば市金田 字中台,字明神久保,字二本松本,字御山,字十三塚,字中宿,字東岡及び字一ノ道の各一 部

3 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

······

#### 茨城県告示第1615号

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により研究学園都市計画公園を変更したので、同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

報

平成15年10月20日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画の種類

公園 (6・5・401号 さくら運動公園)

2 都市計画を定める土地の区域

追加する部分

つくば市金田字岡久保の一部

削除する部分

つくば市金田字二本松台の全部及び二本松薹及び字蛭子の各一部

3 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

\_\_\_\_\_

## 公

#### 基本測量の実施

測量法 (昭和24年法律第188号) 第4条の規定に基づく基本測量を次のとおり実施する旨通知があったので、同法第14条第3項の規定により公示する。

平成15年10月20日

茨城県知事 橋 本 昌

1 測量機関 国土地理院

2 作業の種類 基本測量 (河川事業に伴う水準測量,世界測地系への移行に伴う基準点改測)

3 作業期間 平成15年10月14日から平成16年3月5日まで

4 作業地域 古河市,猿島郡五霞町,猿島郡総和町,猿島郡境町,行方郡玉造町,行方郡北浦町,行方郡麻生

町,鹿島郡神栖町,鹿島郡大洋村,鹿島郡波崎町,鹿島郡鉾田町,鹿嶋市,潮来市

落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成15年10月20日

茨城県知事 橋 本 昌

#### [掲載順序]

落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在 地 落札者又は随意契約の相手方を決定した日 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 落札金額又は 随意契約に係る契約金額 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合 には、茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第4条第1項の公告又は第5条第1項の公示を行った日 随意契約による場合はその理由 その他必要な事由

県単路面再生第15 - 04 - 378 - 0 - 051号 路面性状調査委託一式

土木部 道路維持課 水戸市笠原町978番 6

平成15年9月10日

ニチレキ株式会社 茨城営業所 茨城県水戸市河和田町3929番地の1

56,950,000円

随意契約

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号

### 開発行為の工事完了

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第29条第1項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したの で、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成15年10月20日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称 総和町大字高野字雷電西929番1,同番3,930番
- 2 事業主の住所及び氏名

大阪市北区大淀中1-1-30-1500 梅田スカイビル

センコー(株) 代表取締役 小 池 洋

#### 道路の位置の指定

建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。 平成15年10月20日

> 茨城県知事 橋 本 昌

七字来旦	来早		申 請 者		者	道路の位置	道路の幅員及び延長			
指定番号   指定年月日 		氏	名	住	所	1 追給の位息	幅	員	延	長
西総建指令							メ.	ートル	メ-	ートル
第 654 号	平成15年10月8日	丸三商 式会社 代表取 木村		つくば市 目15番 4 ·	天久保 3 丁 号	結城郡石下町大字本石 下字松並4360番 1, 4360番 2	6.	17	71.	81

北宁来旦	** 安年日日	申	申請者道路の位置道路の位置		の幅員	員及び延長			
1 相定留写	指定番号 指定年月日		住 所		追路の位置	幅	員	延	長
西総建指令						メ-	ートル	メー	- トル
第 655 号	平成15年10月8日	有限会社 タイセーホ ーム 代表取締役 大木 政義	結城郡石 <sup>-</sup> 野山1665≹	下町大字鴻 番地 7	結城郡石下町大字新石 下字駒離1634番4, 1635番1,1635番4, 1636番3	4.	16	35.0	00

12	茨	城	県	報	第 1511 号	平成15年10月20日	(月曜日)
⊭७	<b>-</b> ₩ [23] [7] -	✓ /緊急	急事項は	号外発行 \	/ 定価送料	とも1月 <b>、</b>	
一					<b>(</b> 定価送料 金 3,	060円)	
		発 行	茨	城	県		
購読	申込先				市笠原町	978 番 6	
				総務部総			
		電話番	号 029	(301) 1 1	11 (代)		